

裁 決

審査請求人

処分庁

高松市福祉事務所長

審査請求人が平成 26 年 4 月 28 日付けで提起した生活保護一時扶助決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分のうち、国語辞典を支給対象外として却下した部分について、取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成 26 年 4 月 10 日付け高福生通知第 534 号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護一時扶助決定処分のうち、国語辞典の支給を却下したことについて、その支給を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書によれば、次のとおりである。

請求人が一時扶助として申請した教材代のうち国語辞典については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7-8-(2)-イ-(エ)に具体的に示されている「当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている和洋辞典」に該当するにもかかわらず、支給対象外であると説明され、当該費用である 2,100 円が支給されなかったこと。

第 2 認定事実

審査庁が調査したところ、次の事実が認められる。

1 請求人世帯は、平成 25 年 2 月 15 日から高松市において、生活保護を受給している。

2 平成 26 年 3 月 28 日、請求人が来所し、長女の [] に係る教材代（以下「教材代」という。）の一時扶助申請書を提出した。処分庁職員は、国語辞典は教材

代の支給対象外である旨を説明した。

- 3 平成26年4月10日、本件処分の決定を行い、同日付の当該保護決定通知書を請求人に送付した。

第3 判断

- 1 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。）別表第7-1にある技能習得費のうち教材代の基準額は、「正規の授業で使用する教材の購入に必要な額」とある。

また、局長通知第7-8-(2)-イ-(エ)には、「教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。」とある。さらに、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問7-144には、「なお、各教科の授業において必要なこれ以外の教材（芸術や体育で使用する教材等）に要する経費については基本額の中に含まれているものである。」とある。

- 2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

教材代については、局長通知第7-8-(2)-イ-(エ)において、告示別表第7-1にある教材代の基準額である「正規の授業で使用する教材の購入に必要な額」を具体的に示すものであり、処分庁が教材代の支給対象外とした国語辞典は、「和洋辞典」に含まれるものと解される。また、当該国語辞典は「全生徒が必ず購入することとなっている」ものとして請求人から教材の購入リストを添付し申請があったものであり、教材代として認定し、支給すべきものであると判断する。

以上のことから、長女の教材代について、国語辞典を支給対象外とし、支給しなかったことは不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があるから、行政不服審査法40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成26年6月16日

審査庁 香川県知事 浜田 恵 造

